

ロシア連邦政府決定

2022年7月30日付第1358号

モスクワ

ロシア連邦からユーラシア経済連合加盟国でない国家に向けた鉄鋼のくずおよびスクラップの搬出に対する関税割当の導入ならびにロシア連邦からユーラシア経済連合関税領域外に向けて搬出される商品に対する輸出関税率の変更について

ロシア連邦法「関税率について」第36条第5項にしたがい、ロシア連邦政府は以下を決定する：

1. 2022年8月1日から12月31日まで（同日を含む）、輸出通関手続きにしたがってロシア連邦からユーラシア経済連合加盟国でない国家に向けて行われる合計135万tの鉄鋼のくずおよびスクラップ（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード7204 10 000 0、7204 30 000 0、7204 41 100 0、7204 41 910 0、7204 41 990 0、7204 49 100 0、7204 49 300 0、7204 49 900 0、7204 50 000 0）の搬出に対する関税割当（以下、それぞれ「鉄鋼のくずおよびスクラップ」、「関税割当」）を設定する。

2. 以下の添付文書を承認する：

輸出通関手続きにしたがってロシア連邦からユーラシア経済連合加盟国でない国家に向けて搬出される鉄鋼くずに対する関税割当の対外貿易活動参加者間における分配の規則（以下、「規則」）；

2021年11月27日付ロシア連邦政府決定第2068号「ロシア連邦からユーラシア経済連合の関税領域外に向けて搬出される商品に対する輸出関税率について」（ロシア連邦法令集、2021年、第49号、掲載番号8255；2022年、第14号、掲載番号2306；第23号、掲載番号3800；第27号、掲載番号4864）が承認したロシア連邦からユーラシア経済連合の関税領域外に向けて搬出される商品に対する輸出関税率に対する改正事項。

3. 連邦関税局は、2021年1月1日から2021年12月31日まで（同日を含む）、および2022年1月1日から2022年6月30日まで（同日を含む）に、ロシア連邦からユーラシア経済連合加盟国でない国家に向けて鉄鋼のくずおよびスクラップの搬出を行った対外貿易活動参加者（以下、「対外貿易活動参加者」）に関する税関統計データを、おのおのの参加者ごとにそれらの者がこれらの期間におおのの具体的なロシア連邦国境通過検問所を経由して搬出した鉄鋼のくずおよびスクラップの量に関する情報を付記したうえで、本決定の公布の日から3日以内にロシア産業商業省に提出する。

4. ロシア連邦産業商業省は以下を行う：

a) 「規則」にしたがい、対外貿易活動参加者間において鉄鋼のくずおよびスクラップに対する関税割当量を分配する；

b) 「規則」にしたがって分配された関税割当量の範囲内で、対外貿易活動参加者に対して、ロシア連邦からユーラシア経済連合加盟国でない国家に向けた鉄鋼のくずおよびスクラップの輸出に対する1回限り有効なライセンスを交付する。

5. 本決定にしたがって定められる権限の行使は、ロシア連邦政府が定めた相応の連邦行政機関における

上限の人員数、ならびに当該機関に対して所定の任務にかかわる指導および管理のために定められた連邦予算割当ての範囲内でこれを行う。

6. 本令はその公布の日をもって発効する。ただし、本決定第1項および第2項第3段落は2022年8月1日をもって発効する。

ロシア連邦政府議長

M.ミシュスチン

2022年7月30日付
ロシア連邦政府決定
第1358号により
承認

**輸出通関手続きにしたがってロシア連邦からユーラシア経済連合加盟国でない国家に向けて
搬出される鉄鋼のくずおよびスクラップに対する関税割当の対外貿易活動参加者間における分配の規則**

1. 本規則は、輸出通関手続きにしたがってロシア連邦からユーラシア経済連合加盟国でない国家に向けて行われる鉄鋼のくずおよびスクラップ（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード7204 10 000 0、7204 30 000 0、7204 41 100 0、7204 41 910 0、7204 41 990 0、7204 49 100 0、7204 49 300 0、7204 49 900 0、7204 50 000 0）の搬出に対する関税割当量（以下、それぞれ「鉄鋼のくずおよびスクラップ」、「関税割当」）を対外貿易活動参加者間において分配するにあたっての手順を定めるものである。

2. 輸出通関手続きにしたがってロシア連邦からユーラシア経済連合加盟国でない国家に向けて搬出される鉄鋼のくずおよびスクラップに対する関税割当の分配は、2021年1月1日から2021年12月31日まで（同日を含む）、および2022年1月1日から2022年6月30日まで（同日を含む）に鉄鋼のくずおよびスクラップの搬出を行った対外貿易活動参加者（以下、「対外貿易活動参加者」）の間において、2022年7月30日付ロシア連邦政府決定第1358号「ロシア連邦からユーラシア経済連合加盟国でない国家に向けた鉄鋼のくずおよびスクラップの搬出に対する関税割当の導入ならびにロシア連邦からユーラシア経済連合関税領域の域外に向けて搬出される商品に対する輸出関税率の変更について」第3項にしたがってロシア連邦関税局が提出する税関統計データにもとづいて、ロシア連邦産業商業省がこれを行う。

3. 2022年7月30日付ロシア連邦政府決定第1358号「ロシア連邦からユーラシア経済連合加盟国でない国家に向けた鉄鋼のくずおよびスクラップの搬出に対する関税割当の導入ならびにロシア連邦からユーラシア経済連合関税領域の域外に向けて搬出される商品に対する輸出関税率の変更について」第1項が定める関税割当量のうちの70%については、おのおのの対外貿易活動参加者が2021年1月1日から2021年12月31日まで（同日を含む）に輸出通関手続きにしたがっておのおののロシア連邦構成主体におけるロシア連邦国境通過検問所を経由して搬出した鉄鋼のくずおよびスクラップの量にロシア連邦構成主体別のロシア連邦国境通過検問所の係数を附属書の記載のとおりに乗じることによってこれらの対外貿易活動参加者ごとに計算した指標に比例させる形で、ロシア連邦産業商業省が2022年8月1日までにその対外貿易活動参加者間における分配を行う。

4. 2022年7月30日付ロシア連邦政府決定第1358号「ロシア連邦からユーラシア経済連合加盟国でない国家に向けた鉄鋼のくずおよびスクラップの搬出に対する関税割当の導入ならびにロシア連邦からユーラシア経済連合関税領域の域外に向けて搬出される商品に対する輸出関税率の変更について」第1項が定める関税割当量のうちの30%については、本規則第5項から第15項までが定める手順にしたがってその対外貿易活動参加者間における分配を行う。

5. 本規則第4項が定める分の関税割当量の一部を取得するには、2021年1月1日から2021年12月31日まで（同日を含む）、および2022年1月1日から2022年6月30日まで（同日を含む）にロシア連邦からユーラシア経済連合加盟国でない国家に向けた鉄鋼のくずおよびスクラップの搬出を行った対外貿易活動参加者は、ロシア連邦産業商業省に対して、2022年8月15日まで（同日を含む）に以下の文書を提出する：

a) 2022年7月30日付ロシア連邦政府決定第1358号「ロシア連邦からユーラシア経済連合加盟国でない国家

に向けた鉄鋼のくずおよびスクラップの搬出に対する関税割当の導入ならびにロシア連邦からユーラシア経済連合関税領域の域外に向けて搬出される商品に対する輸出関税率の変更について」第1項が定める期間にロシア連邦関税領域からユーラシア経済連合加盟国でない国家に向けて搬出する予定の鉄鋼のくずおよびスクラップの量（単位：キログラム）ならびにその納入期限を記載した、関税割当量の一部の取得を求める申請書（以下、「申請書」）；

b) 署名済みの対外貿易契約書、その附属書および（または）明細書および（または）引渡証書および（または）契約書増補書の組織の長による証明付きの写しであって、申請書に記載した鉄鋼のくずおよびスクラップの量（単位：キログラム）を裏付けるもの；

c) 署名済みの対外貿易契約書、その附属書および（または）明細書および（または）引渡証書および（または）増補書の組織の長による証明付きの写しであって、「ロシア経済の安定性強化に関する政府委員会」が承認した基準または追加事由にもとづくロシア経済の基幹的組織ならびに（または）ロシア連邦の法令にしたがって設立され、連邦法「競争の保護について」第9条の規定にしたがって基幹的組織群とされる法人に対して2021年8月1日から2022年7月31日まで（同日を含む）に出荷された鉄鋼のくずおよびスクラップの量が、当該の対外経済活動参加者が申請書に記載した鉄鋼のくずおよびスクラップの量を下回らないことを立証するもの；

d) 申請人が税務機関に登録されているか、または法人として国家登記されていることを示す情報。

6. 本規則第4項が定める分の関税割当量を対外貿易活動参加者に対して分配することを拒否する事由となるのは以下の事項である：

本規則第5項a)号からc)号までにしたがって提出された文書に不完全な情報が存在する場合；

本規則第5項a)号からc)号までに掲げる文書の提出が完全にそろった形でなされていない場合；

本規則第5項に掲げる文書のうちの1件または数件の効力が消滅しているか、または停止されている場合；

申請書提出期限に遅延した場合。

ロシア連邦産業商業省が本規則第4項に定める分の関税割当量の一部を対外貿易活動参加者に分配することを拒否する決定を下した場合、同省は、本規則第5項に掲げる文書が省に到着した日から5労働日以内に対外貿易活動参加者に対して当該の決定に関する通告を行う。

7. 本規則第4項が定める分の関税割当量の分配は、ロシア連邦産業商業省が、申請書を提出した対外貿易活動参加者の間において、2022年8月22日までにこれを行う。

8. 全申請書に記載された鉄鋼のくずおよびスクラップの合計量（単位：キログラム）が本規則第4項にもとづいて分配される分の関税割当量を上回っている場合、当該の分の関税割当量の分配は、対外貿易活動参加者間において、全申請書に記載された鉄鋼のくずおよびスクラップの合計量に対してそれぞれの対外貿易活動参加者の申請書に記載された鉄鋼のくずおよびスクラップの量（単位：キログラム）が占める割合にもとづいてこれを行う。

9. 本規則第4項にもとづいて対外貿易活動参加者に分配されるべき関税割当量（ V_i ）は以下の式によって求める：

$$V_i = V_{iapp} \times C,$$

ここに：

V_{iapp} - i 番目の対外貿易活動参加者の申請書に記載された鉄鋼のくずおよびスクラップの量（単位：キログラム）；

C — 本規則第4項にもとづく分配の対象となる分の関税割当量と対外貿易活動参加者の全申請書に記載された鉄鋼のくずおよびスクラップの量（単位：キログラム）の相関関係をあらわす係数。

10. 係数Cは、以下の式によって求める：

$$C = V_{qu} / V_{app},$$

ここに：

V_{qu} — 本規則第4項にもとづく分配の対象となる分の関税割当量；

V_{app} — 対外貿易活動参加者の全申請書に記載された鉄鋼のくずおよびスクラップの合計量（単位：キログラム）。

11. ある申請書に本規則第4項にもとづく分配の対象となる分の関税割当量を上回る鉄鋼のくずおよびスクラップの量が記載されていた場合、当該の対外貿易活動参加者が申請した鉄鋼のくずおよびスクラップの量は、本規則第4項にもとづく分配の対象となる分の関税割当量に等しいものとみなす。

12. ロシア連邦産業商業省は、本規則第5項が定める申請書提出期限終了日から7労働日以内に、情報通信ネットワーク「インターネット」上の自らの公式サイトにおいて、本規則第4項が分配を定める分の関税割当量における未分配が存在する旨の、または当該の関税割当量の全量が分配された旨の情報を掲載する。

13. 本規則にしたがって関税割当量の分配を完了した後に未分配の関税割当量が残存している場合には、当該の分の関税割当量は、2022年9月30日まで、本規則第5号から第11号までおよび第15項にもとづく分配の対象となる。

14. ロシア連邦産業商業省は、本規則第9項および第10項にもとづいて行った計算の結果にしたがって申請人の間において関税割当を分配する旨の決定を下し、2022年8月22日まで（同日を含む）にインターネット上の自らの公式サイトに当該の決定を掲載する。

15. 本規則第13項が定める分の関税割当量を取得するには、対外貿易活動参加者は本規則第5項が定める文書を2022年9月15日（同日を含む）までにロシア連邦産業商業省に提出する。

16. 関税割当の使用は、ロシア連邦産業商業省が交付する1回限り有効なライセンスを根拠としてこれを行う。当該の1回限り有効なライセンスの交付は、本規則第3項および第4項にしたがって分配された関税割当量の範囲内で、2014年5月29日付ユーラシア経済連合条約の附属書7である「第三国に対する非関税規制に関する議定書」への附属書が定める「商品の輸出および（または）輸入に対するライセンスおよび許可書の交付の規則」が定める手順にしたがってこれを行う。

17. 本規則第16項が定めるライセンスの交付に関する、またはその交付の拒否に関する決定は、ロシア連邦産業商業省が、申請人による相応の文書の提出の日から15労働日以内に所定の手順によりこれを下す。

輸出通関手続きにしたがって
ロシア連邦からユーラシア経済連合加盟国でない国家に
向けて搬出される
鉄鋼のくずおよびスクラップに対する関税割当の
対外貿易活動参加者間における分配の規則への
附属書

ロシア連邦構成主体別のロシア連邦国境通過検問所の係数

ロシア連邦構成主体の名称	ロシア連邦構成主体に対する係数
1. アルハンゲリスク州、 カリーニングラード州、 クラスノヤルスク地方、 ムルマンスク州、 サハリン州	1.71
2. カムチャツカ地方、 マガダン州	2.85
3. 沿海地方	0.43
4. 北西連邦管区のその他の連邦構成主体	1.14
5. ロシア連邦のその他の連邦構成主体	0.1

ロシア連邦からユーラシア経済連合関税領域の域外に向けて搬出される商品の
輸出関税率に対する改正事項

1. ユーラシア経済連合対外経済活動品目コード7204 10 000 0、7204 10 000 0の一部、7204 21 100 0、7204 21 900 0、7204 29 000 0、7204 30 000 0、7204 30 000 0の一部、7204 41 100 0、7204 41 100 0の一部、7204 41 910 0、7204 41 910 0の一部、7204 41 990 0、7204 41 990 0の一部、7204 49 100 0、7204 49 100 0の一部、7204 49 300 0、7204 49 300 0の一部、7204 49 900 0、7204 49 900 0の一部、7204 50 000 0、7204 50 000 0の一部として分類される項目を以下に変更する。

「7204 10 000 0	鑄鉄のくずおよびスクラップ	5、ただし1,000kgあたり5ユーロ以上 ^(15C)
7204 10 000 0のうち	鑄鉄のくずおよびスクラップであって、関税割当 ^(18C) が設定されており、管轄機関が交付したライセンスが存在するもの	5、ただし1,000kgあたり5ユーロ以上 ^(17C)
7204 21 100 0	8重量%以上のニッケルを含むもの	5、ただし1,000kgあたり5ユーロ以上 ^(15C)
7204 21 900 0	その他のもの	5、ただし1,000kgあたり5ユーロ以上 ^(15C)
7204 29 000 0	その他のもの	5、ただし1,000kgあたり5ユーロ以上 ^(15C)
7204 30 000 0	すずをめっきした鑄鉄のくずおよびスクラップ	5、ただし1,000kgあたり5ユーロ以上 ^(15C)
7204 30 000 0のうち	すずをめっきした鑄鉄のくずおよびスクラップであって、関税割当 ^(18C) が設定されており、管轄機関が交付したライセンスが存在するもの	5、ただし1,000kgあたり5ユーロ以上 ^(17C)
7204 41 100 0	切削くずおよび打抜きくず	5、ただし1,000kgあたり5ユーロ以上 ^(15C)

7204 41 100 0のうち	切削くずおよび打抜きくずであって、関税割当 ^(18C) が設定されており、管轄機関が交付したライセンスが存在するもの	5、ただし1,000kgあたり5ユーロ以上 ^(17C)
7204 41 910 0	束ねてあるもの	5、ただし1,000kgあたり5ユーロ以上 ^(15C)
7204 41 910 0のうち	束ねてあるものであって、関税割当 ^(18C) が設定されており、管轄機関が交付したライセンスが存在するもの	5、ただし1,000kgあたり5ユーロ以上 ^(17C)
7204 41 990 0	その他のもの	5、ただし1,000kgあたり5ユーロ以上 ^(15C)
7204 41 990 0のうち	その他のものであって、関税割当 ^(18C) が設定されており、管轄機関が交付したライセンスが存在するもの	5、ただし1,000kgあたり5ユーロ以上 ^(17C)
7204 49 100 0	ヘビーくず	5、ただし1,000kgあたり5ユーロ以上 ^(15C)
7204 49 100 0のうち	ヘビーくずであって、関税割当 ^(18C) が設定されており、管轄機関が交付したライセンスが存在するもの	5、ただし1,000kgあたり5ユーロ以上 ^(17C)
7204 49 300 0	束ねてあるもの	5、ただし1,000kgあたり5ユーロ以上 ^(15C)
7204 49 300 0のうち	束ねてあるものであって、関税割当 ^(18C) が設定されており、管轄機関が交付したライセンスが存在するもの	5、ただし1,000kgあたり5ユーロ以上 ^(17C)
7204 49 900 0	その他のもの	5、ただし1,000kgあたり5ユーロ以上 ^(15C)
7204 49 900 0のうち	その他のものであって、関税割当 ^(18C) が設定されており、管轄機関が交付したライセンスが存在するもの	5、ただし1,000kgあたり5ユーロ以上 ^(17C)
7204 50 000 0	再溶解用のインゴット	5、ただし1,000kgあたり5ユーロ以上 ^(15C)
7204 50 000 0のうち	再溶解用のインゴットであって、関税割当 ^(18C) が設定されており、管轄機関が交付したライセンスが存在するもの	5、ただし1,000kgあたり5ユーロ以上 ^(17C) 」。

2. 脚注（13C）を削除する。
3. 脚注（15C）における文言「2022年7月31日まで」を文言「2022年12月31日まで」に変更する。
4. 脚注（16C）を削除する。
5. 脚注（17C）における文言「2022年7月31日まで」を文言「2022年12月31日まで」に変更する。
6. 以下の内容の脚注（18C）を追加する。

「^(18C) 2022年7月30日付ロシア連邦政府決定第1358号「ロシア連邦からユーラシア経済連合加盟国でない国家に向けた鉄鋼のくずおよびスクラップの搬出に対する関税割当の導入ならびにロシア連邦からユーラシア経済連合関税領域の域外に向けて搬出される商品に対する輸出関税率の変更について」により承認されたもの。」。